

令和8年度

県単河川環境整備委託（R8鹿島川除草工）

特記仕様書

路線河海名 一級河川利根川水系 鹿島川
委託箇所 佐倉市 坂戸 外

第1条 適用する基準

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和8年度版）以下（「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の施工に適用する。
2. 本業務の施工にあたっての一般事項は共通仕様書によるものとする。

第2条 施工管理・規格値

1. 本業務の施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準（令和8年度版）によるものとする。
2. 出来高管理は、100m毎に行い、断面変化箇所並びに控除箇所（橋・樋管・張ブロック等）については、100m未満であっても測定するものとする。
3. 写真管理は、千葉県写真管理基準によるものとする。
4. 着工前、出来形写真は、500m毎とし、出来形の写真撮影は、ポール・リボンテープ等を利用して写真管理を行うものとする。作業中の状況写真は500m程度毎で管理することができる。

第3条 現場管理

1. 本業務の施工にあたっては、道路工事保安設置基準（共通仕様書に記載）に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 搬入路において既設の地下埋設物件に損害を与えるおそれがある場合は、事前に監督職員に報告するとともに、関係機関と十分打ち合わせを行い、事故の発生を防止しなければならない。
3. 受注者の責により既設埋蔵物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

第4条 公衆災害の防止

1. 本業務の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に従って行わなければならない。
2. 業務に伴う影響（騒音、振動、粉塵等）の抑止に努めること。
3. 本業務に使用する建設機械は、周辺環境を考慮し低騒音型を使用すること。

第5条 工期

1. 工期は、契約の翌日から180日間とする。
なお、休日には、日曜日、祝日のほか、作業期間内の全ての土曜日を含む。

第6条 業務計画

1. 受注者は、業務着手前に業務を完了するために必要な手順や工法等についての業務実施計画書を監督職員に提出しなければならない。
受注者は、業務実施計画書を遵守して業務にあたらなければならない。
2. 受注者は、業務実施計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該業

務に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

第7条 堤防除草工

1. 除草方法は、施工性及び安全性を考慮して受注者の責任において定めるものとする。
車の通りが多いところでは飛び石に注意して施工すること。
2. 本業務は、工期内に除草するが、除草時期については、1回目は7月頃、2回目は10月頃を目安とする。ただし、雑草の繁茂状況により時期を変更する場合がある。
3. 刈草が、河川管理上または沿道環境に支障をきたすことのないように注意すること。

第8条 刈草

1. 沿道環境等により、刈草を収集・運搬する必要がある場合は監督職員と協議すること。

第9条 変更

1. 業務内容について、変更が必要となる場合は、発注者と協議し契約変更するものとする。

第10条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の2. から5. の全てを実施することとする。

2 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「3. (2)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://ww.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、URL <http://ww.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものでは

ない。

3 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和 4 年度版）「3. (2) 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

4 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和 5 年度版）及びデジタル写真管理情報基準（案）（平成 20 年 5 月）に準ずるが、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準（案）（平成 20 年 5 月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

5 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者 URL (<http://ww.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第 11 条 熱中症対策について

作業時期について真夏日、猛暑日となることが予想されるため、受注者は、熱中症対策として通気性の良い服装の準備や休憩場所の確保を検討するとともに、環境省熱中症予防情報サイト等を通して暑さ指数（WBGT）や熱中症の危険度等の情報を把握するよう努めること。

第 12 条 その他

1. 業務施工に伴う重機類の搬入、搬出、資材等の搬入の際、第三者及び既設構造物に損害を与えた場合は、受注者の責任において速やかに処理すること。
2. 図面及び仕様書明示されていない事項、または施工中に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すること。